

# 令和 2 (2020) 年度 御殿場市 市民協働型まちづくり事業補助金



御殿場市では、市民の皆さんが行政と協力・連携して公共的な課題の解決に取り組む「市民協働型まちづくり」を推進しています。

「市民協働型まちづくり事業補助金」は、市民活動に取り組むグループと行政が連携・協力して行う、下記の2つの事業を支援するものです。

-令和 2 (2020) 年度事業 応募締切-

# 3/31 (火)

(募集期間：2/3 (月) ~3/31 (火))

補助金額上限

# 5 万円

## はじめの一步事業

これから活動を始めて行こう！と考えているグループ向けの補助金です。市の担当課と一緒に事業計画を立てて、協働事業に取り組んでみましょう。まずはここから初めて、どんどんステップアップしていきましょう。

補助金額上限

# 30 万円

## 市民提案事業

既に活動を始めており、更なる飛躍を考えているグループ向けの補助金です。その**専門性**や**特性**を發揮し、御殿場がより住み良いまちになるよう、市の担当課と協力・連携して公共的な課題の解決に取り組んでいきましょう。

〔お問い合わせ・応募にあたっての御相談〕

御殿場市 市民協働課

住所 〒412-8601 御殿場市萩原 483 番地

電話 0550-82-4308 Mail kyodo@city.gotemba.lg.jp



# 「市民協働型まちづくり事業補助金」って、どんな補助金？



どんな事業でも大丈夫なの？

「皆のための（公益性のある）」事業であれば、分野は問いません。  
これまでに 63 の事業 を支援していますが、環境、防災、子育て、  
介護、歴史・文化、観光など、多岐に渡ります。  
これまでの事例は、市ホームページを御覧ください。



補助金はどんなこと（費用）に使えるの？

事業の実施に要する経費に使えますが、グループのメンバーに対する  
人件費や謝礼、グループの事務所等の家賃、光熱水費、その他経  
常的な活動に要する経費は対象になりません。



「協働」が必要だっていうけど、よく分からない！

この補助金は、「グループの活動」だけを支援するものではありません。  
「市民協働型まちづくり」を推進するもので、そのために市  
の担当課と課題把握、事業計画、事業実施のそれぞれの段階で話し  
合い、役割分担を考え、実施する＝協働が必要です。  
「どの課と話をすればいいのか分からない」という方は、まずは  
「市民協働課」に御相談ください。



もっと詳しいことを知りたいんだけど…

市ホームページに掲載の「交付事業募集案内」  
を御覧いただくか、直接、市民協働課までお問  
い合わせください。

電話 0550-82-4308（市民協働課）

Mail [kyodo@city.gotemba.lg.jp](mailto:kyodo@city.gotemba.lg.jp)



市ホームページ

